

【主要部分の日本語仮訳】

タイ民間航空局告示

航空機のタイ出入国に許可を与える際の条件（第2号）

2020年6月29日付の航空機のタイ出入国に許可を与える際の条件に係るタイ民間航空局の告示に関し、タイ民間航空局長は以下の通り告示する。

第1項 2020年6月29日付の航空機のタイ出入国に許可を与える際の条件に係るタイ民間航空局の告示を無効とする。

第2項 以下に挙げる場合を除き、王国内の空港への航空機の侵入を禁ずる。

- (1) 政府及び軍用の航空機
- (2) 緊急着陸を行う航空機
- (3) 乗客の降機を伴わない、給油目的の着陸を行う航空機
- (4) 人道支援目的、医療目的もしくはCOVID-19感染者を支援するための物品輸送を行う航空機
- (5) 本国送還のため飛行が許可されている航空機
- (6) 貨物輸送
- (7) 第3項において王国への飛行が許可されている者を乗せている航空機

第3項 以下に挙げる個人の王国への空路での入国を許可する。但し、感染拡大を防ぎ、王国に入国する人数を管理し、検査、隔離、及び経過観察の能力に見合うようにするため、入国管理法、感染症法、航空法、及び緊急事態令に基づく決定権を持つ者が設定する条件、期間及び原則に従わなければならない。

- (1) タイ国籍を保持する者
- (2) 首相により規制が免除された者、もしくは非常事態状況の解決の責任者（注：首相と同義）により定められ、許可され、もしくは招待された者。この場合、条件、および期間が別途定められる場合がある。

(3) 外交使節団，領事団，国際機関，もしくはタイ国内で活動する外国政府ないしは政府機関の代表，またはその他の国際機関に所属する個人でタイ外務省が必要性に応じて許可を与えた者，また，これらの配偶者，両親，子息。

(4) 必要な商品の運送業者。但し，用務の終了後は速やかに出国せしめる。

(5) 王国への出入国の期日が明確に定まった乗務員及び運行従事者。

(6) タイ国籍を保持しない者で，タイ国籍を有する者の配偶者，両親，もしくは子息。

(7) タイ国籍を保持しない者で，有効な王国の居住証明書，もしくは王国に居住する許可を得ている者。

(8) タイ国籍を保持しない者で，有効な労働許可を保持している，または法令によって王国での労働が許可されている者，また，これらの配偶者や子息。

(9) タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に通学する，タイ国籍を保持しない生徒および学生，また，これらの両親，もしくは保護者。なお，私立学校及びそれに準ずる私立の教育機関に関する法律において認定外とされる学校または教育機関の生徒および学生を除く。

(10) タイ国籍を保持しない者で，タイ国内で医療を受ける必要のある者および付き添いの者。但し，右にはCOVID-19の治療は該当しない。

(11) タイ国籍を保持しない者で，外国との特別な合意事項 (special arrangement) に則して王国へ入国することが許可された者。

第4項 上記第3項に則して王国に入国する乗客は，COVID-19感染予防のため，2020年6月30日付のCOVID-19対策センター指令第3号に附属する王国への入国者のための感染防止措置に従わなければならない。

以上，7月3日以降適用する。

仏暦2563年7月2日

タイ民間航空局長